

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン)	音響装置・起動装置・ 表示灯 ・既設と同種類のもの ・各5個以下	音響装置・起動装置・ 表示灯 ・各5個以下	音響装置・起動装置・ 表示灯 ・既設と同種類のもの ・各5個以下
非常警報設備 (放送設備)	スピーカー ・既設と同種類のもの 増幅器の容量に影響を 及ぼさないもの ・5個以下	スピーカー ・同一放送区域内のもの ・5個以下	スピーカー ・既設と同種類のもの ・5個以下
誘 導 灯	本体 ・5個以下	本体 ・5個以下	本体 ・既設と同区分のもの ・5個以下

【注意事項】

※防火対象物の状況等により、現場確認を行う場合がありますので、必ず事前に相談してください。

※消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書には、消防用設備等試験結果報告書および当該消防用設備等に関する図書のほか、現場の状況を補足する写真を添付してください。

※消防用設備等の点検時に、非常警報設備・誘導灯に不備があり、直ちに上記の方法で是正ができる場合には、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に現場状況を補足する写真を添付することで、消防用設備等設置届出書および消防検査に代えることができる場合がありますので、事前に相談してください。

※消防用設備等の工事については、十分な知識および技術等を有している方が行ってください。

【お問い合わせ】

函館市消防本部予防課（電話）0138-22-2144

函館市消防本部指導課（電話）0138-22-2151

函館市北消防署予防係（電話）0138-46-2201

函館市東消防署予防係（電話）0138-36-0119